



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律(六〇)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律(六一)
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(六一)
- 株式会社企業再生支援機構法(六二)
- 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(六四)
- 〔政 令〕
- 文部科学省組織令及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部を改正する政令(一六五)
- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(一六六)
- 障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(一六七)
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(一六八)

〔告 示〕	〔法 律〕	〔府 令〕	〔省 令〕	〔政 令〕	〔公 告〕
○スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(一六九)	○株式会社企業再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一七〇)	○公共サービス基本法の施行期日を定める政令(一七一)	○米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令(一七二)	○米穀の新用途への利用の促進に関する法律(一七三)	○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(総務三三四)
○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(総務三三四)	○租税特別措置法第十条の二第一項第三号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける工事及び配電の設備を指定する件の一部を改正する件(財務二〇八)	○租税特別措置法第十条の二第一項第三号及び第四十二条の五第一項第三号の規定の適用を受ける工事及び配電の設備を指定する件の一部を改正する件(同二〇九)	○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(財務四六)	○法人税法施行規則の一部を改正する政令(財務四六)	○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(同四七)
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(同四七)	○株式会社企業再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令(内閣府・財務五)	○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件(同二一〇)	○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(同四八)	○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(同四九)	○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(同四九)
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する政令(同四九)	○額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令の一部を改正する省令(同四八)	○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地図に対する安全性に係る基準(国土交通六八一、六八三)	○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地図に対する安全性に係る基準(国土交通六八一、六八三)	○租税特別措置法施行規則の規定に基づき、家屋のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同二一〇)	○租税特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類(同六八四、六八五)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

(号外第135号)

◇障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一六七号)(厚生労働省)

一 障害者自立支援法施行令の一部改正関係

障害者自立支援法の指定障害福祉サービス等に係る利用者の負担する費用の上限額について、軽減措置の対象となる者の資産に関する要件を廃止することとした。(附則第一二条の二関係)

二 児童福祉法施行令の一部改正関係

児童福祉法の指定施設支援に係る利用者の負担する費用の上限額について、軽減措置の対象となる者の資産に関する要件を廃止することとした。(附則第五〇条の六及び附則第五〇条の八関係)

三 この政令は、平成二一年七月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(政令第一六八号)(厚生労働省)

一 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成二六年政令第一九七号)の一部改正関係

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律において、平成二一年度及び平成二二年度の基礎年金に係る国庫負担割合について、財政投融資特別会計から一般会計への特別的な繰入金を活用した財源の確保により二分の一とされることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(附則第四条関係)

二 平成二六年度、平成二七年度、平成二九年度及び平成二〇年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成二六年政令第二九八号)の一

部改正関係

1 一に準じた改正を行うこととした。(第一八一条の二及び第一九条の二関係)

2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額について、平成二一年四月から平成二三年三月までの期間に

係る保険料免除期間については、全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一として評価して計算することとなることとした。(第一条の二、第二二条の二第一四条の一、附則第一二条の二関係)

三 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二六年政令第二八六号)の一部改正関係

一に準じた改正を行うこととした。(附則第八条の三関係)

四 地方公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二六年政令第一八七号)の一部改正関係

一に準じた改正を行うこととした。(附則第八条の二関係)

五 厚生年金保險の保險給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令(平成二九年政令第二〇六号)の一部改正関係

一に準じた改正を行うこととした。(第一条の五第五条関係)

六 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇スークダム国際平和協力隊の設置等に関する政令(政令第一六九号)(内閣府本府)

1 スークダム国際平和協力隊を置く期間を平成二二年六月三十日までとすることとした。(第一条の二関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社企業再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一七〇号)(内閣府本府)

1 機構の主務官庁における所掌事務の追加

一に掲げる府省庁において、それぞれ次に定める局、課等の所掌事務に、株式会社企業再生支援機構の所管に関する事務を追加するため、内閣府本府組織令等五政令について所要の規定の整備を行うこととした。(第一条の五第五条関係)

2 基本方針

基本方針は、おおむね五年ことに定めることとした。(第四条関係)

3 促進事業協同組合等の範囲

事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、農業組合、農業協同組合等の法人を定めることとした。(第三条関係)

4 基本方針

事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、協業組合、農業協同組合等の法人を定めることとした。(第三条関係)

7 この政令は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行の日(平成二一年七月一日)から施行することとした。

◇公共サービス基本法の施行期日を定める政令(政令第一七二号)(総務省)

公共サービス基本法(平成二二年法律第四〇号)の施行期日について、平成二一年七月一日とすることとした。

◇米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令(政令第一七一号)(農林水産省)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二二年法律第二五号)の施行期日を平成二二年七月一日とすることとした。

◇米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(政令第一七三号)(農林水産省)

農業協同組合その他の政令で定める法人として、農業協同組合、事業協同組合等の法人を定めることとした。(第一条関係)

1 計画

事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、協業組合、農業協同組合等の法人を定めることとした。(第二条関係)

2 事業協同組合等の範囲

事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、協業組合、農業協同組合等の法人を定めることとした。(第三条関係)

3 促進事業協同組合等の範囲

事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、協業組合、農業協同組合等の法人を定めることとした。(第三条関係)

4 基本方針

基本方針は、おおむね五年ことに定めることとした。(第四条関係)

5 農業改良資金助成法の特例に関する事項

農業改良資金の償還期間の特例を定めることとした。(第五条関係)

(一) 金融厅 檢査局及び監督局銀行第二課

(二) 総務省 内閣府本府 政策統括官

(三) 財務省 大臣官房信用機構課

(四) 経済産業省 経済産業政策局産業再生課

(一) 金融厅 檢査局及び監督局銀行第二課

(二) 総務省 内閣府本府 政策統括官

(三) 財務省 大臣官房信用機構課

(四) 経済産業省 経済産業政策局産業再生課

6 種苗法の特例に関する事項

種苗法に基づく出願料及び登録料の軽減の申請手続、出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料の四分の三に相当する額を軽減すること等を定めることとした。(第六条及び第七条関係)

7 この政令は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行の日(平成二一年七月一日)から施行することとした。

平成21年6月26日 金曜日 官報

四 前三号に掲げる者以外の者で当該特定受贈者から受けた金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの（得等資金）といふ。（贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項及び次項において同じ。）をした者（以下この項及び次項において「住宅取得等資金（以下この項及び次項において同じ。）が当該贈与をした年の中途中において死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、当該住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が当該住宅取得等資金贈与者から相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により財産の取得をしたときにおける相続税法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「特定贈与財産」とあるのは、「特定贈与財産及び当該相続の開始の年において当該被相続人から贈与により取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第五号（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する住宅取得等資金のうち同条第一項の規定の適用があるものとした場合において同項の規定により贈与税の課税価格に算入されないこととなるもの。）とする。

五 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途中において死亡した場合（当該住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）における相続税法第二十八条第四項の規定の適用については、同項中「財産を」とあるのは、「財産（租税特別措置法第七十条の二第二項第五号（直系尊属から住宅取得等資金のうち同条第一項の規定の適用があるものとした場合において同項の規定により贈与税の課税価格に算入されないこととなるものを除く。以下この項において同じ。）を」とす

一 住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条の九第五項（法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二 贈与により住宅取得等資金の取得をした日の辰する年中において、当該住宅取得等資金の贈与をした住宅資金贈与者から贈与を受けた財産について、相続税法第二十一条の九第二項（法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

三 特定受贈者が法第七十条の二第七項に規定する申告書及び書類の提出期限前に当該申告書及び書類を提出しないで死亡した場合には、その死亡した特定受贈者の相続人（包括受贈者を含む。）は、当該申告書及び書類を提出することにより同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「相続税法第二十八条」とあるのは、「死亡に係る相続税法第二十八条第二項において準用する同法第二十七条第二項」と、「同項」とあるのは、「に第一項」とする。

四 國土交通大臣は、第一項第二号イ2の規定により基準を定め、第三項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、又は同項第四号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（法人税法施行令の一部改正）

第二条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三百三十九条の十一「（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「（連結法人の試験研究費の額がある場合の法人税額の特別控除）を（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は同法第六十八条の九の二第一項若しくは第一項（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により読み替えられた同法第六十八条の九第一項から第三項までに、（中小企業者等の試験研究費の額がある場合の法人税額の特別控除）を（中小企業者等

が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第四十二条の四の二第一項及び第五項（中小企業者等が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に改め、「当該金額を控除した金額」の下に「（同法第四十二条の十二第一項（法人税額超過額を控除した金額））を加える。

第一百五十五条の二十五第一号中「（中小連結法人の試験研究費の額がある場合の法人税額の特別控除）を（中小連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改め、「解せられる金額」の下に「（同法第六十八条の九の二第二項及び第五項（中小連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前一項及び第五項（中小連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前一項後段（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により同項に規定する調整前一項及び第五項（中小連結法人に解せられる金額を控除した金額））を加え、同条第二号中「（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）の下に「（同法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）を（同条第六項又は第七項）の下に「（これらの規定を同法第六十八条の九の二第一項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加える。

内閣総理大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 与謝野 憲
財務大臣 与謝野 憲

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日
内閣総理大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第百六十七号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第四項（同法附則第二十二条第三項及び第二十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項並びに第七十条第二項及び第七十二条第二項において準用する同法第五十八条第三項第一号ただし書並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十四条の二第三項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の二十第二項第一号ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「であつて、その所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの及び（及び同条第三号）を削り、「とする」を「と」同条第三号中「もの一万五千円」とあるのは「もの一万五千円以下」の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘査して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とするに改め、同条第一項中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。

附則第十二条の二中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条の六第一項中「除く。次項」の下に「及び第五十条の八」を加え、「であつて、その所有する現金及び預貯金等(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項において同じ。)の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの(第五十条の八において「減免対象加給児」という。)及び「及び同条第三号」を削り、「とする」を「と。同条第三号中「もの一万五千円」とあるのは「もの零以上一万五千円以下の範囲内で加給児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする」に改め、同条第二項中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。

第五十条の八中「減免対象加給児」を「第二十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加給児」に改める。

(附則)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等及び同令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

(認可民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等)

第三条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五条)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 刪除

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 聖

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 外添 要一

政令第百六十八号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七条第二項及び第七十四条、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)附則第八条の二、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)附則第二十一条並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第一条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百九十七号)の一部を次のようにより改正する。

附則第一条第四項中「国民年金法等の一部を改正する法律」の下に「(平成十六年法律第百四号。附則第四条において「平成十六年改正法」という。)を、「前年度まで」の下に「(平成二十一年度及び平成二十一年度を除く。)」を加える。

(平成二十一年度及び平成二十一年度の各年度における従前の障害福祉年金等の国庫負担に関する経過措置の特例)

第四条 平成二十一年度及び平成二十一年度の各年度における国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用に係る国庫の負担については、平成十六年改正法附則第十四条の二中「並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項」とあるのは、「前条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条の規定による総額に国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下この条において「昭和六十一年経過措置政令」という。)第五十四条に規定する割合を乗じて得た額の合算額と附則第十三条第七項」と「並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額」とあるのは、「前条第二項に規定する額並びに昭和六十一年改正法附則第三十四条の規定による総額に国民年金法等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百九十七号)附則第三条第三項の規定により読み替えた昭和六十一年経過措置政令第五十四条に規定する割合を乗じて得た額の合算額との差額」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

(目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。)

(第二条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

(目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。)

(第二条の二第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「以降」を「から平成二十一年三月まで」に改め、同条に次の一項を加える。

(第七条第一項の規定を適用する場合においては、第一項の規定によるほか、同条第一項に規定する改訂後の中の国民年金法等の規定には平成十六年改正法附則第十条第一項の規定を含むものとし、平成十六年改正法第一条の規定による改訂前の国民年金法第二十七条各号の規定は、平成十六年改正法附則第十条第一項各号の規定に読み替えるものとする。

(第十三条の次に次の二条を加える。)

(特定月前)の保険料免除期間を有する者の妻に支給する寡婦年金の額の計算

第十三条の二 特定期(平成十六年改正法附則第十条第二項に規定する特定月をいう。第十四条の二及び第二十条の二において同じ。)の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて平成十六年改正法第四条の規定による改訂後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものの妻(同法第四十九条第一項に規定する妻をいう。)に支給する平成二十一年四月以降の月分の同法による寡婦年金の額についての同法第五十五条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十条」とする。

第十四条の見出し中「特定年度の前年度まで」を「平成二十一年度までの各年度」に改め、同条第二項中「特定年度(平成十六年改正法附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。第十九条において同じ。)の前年度まで」を「平成二十一年度までの各年度」に改め、同条の次に次の二条を加え